



ひとり親家庭のために

遺児手当

☎ こども家庭課 子育て支援係 ☎ 83-8131 FAX 83-8619

父母の一方または両方が死亡した義務教育修了前の児童を養育している方に支給されます。

• 支給対象

真岡市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方に支給いたします(外国人は対象外)。

- ①父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父又は母で現に配偶者を有しない方
- ②父母の一方が死亡した児童を父若しくは母が監護しない場合は、当該児童を養育する方又は、当該児童を養育するものがない場合は当該児童のうち年長の方
- ③父母が死亡した児童を養育する者又は当該児童を養育する者がいない場合は当該児童のうち、年長の方

※養育…父母以外の方がその児童と同居して監護し生計を維持すること

• 支給の制限

支給対象者が、市民税の所得割が課税されているときは、その年の6月から翌年の5月まで支給されません(市県民税所得割非課税の方に支給されます)。

• 手当月額

児童1人につき月額3,000円

• 支給時期

遺児手当は原則として、6月、9月、12月、3月に、それぞれの前月分までが支給されます。

児童扶養手当

☎ こども家庭課 子育て支援係 ☎ 83-8131 FAX 83-8619

児童扶養手当は、父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として支給されるものです。

• 支給対象

離婚等により児童が父または母と生計を同じくしていない母子父子世帯等や、父または母が重度の障がいの状態にある世帯で、18歳に達する日以後最初の3月31日まで(政令で定める程度の障害を有する児童は20歳未満)の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、公的年金を受けることができる場合にはその額が児童扶養手当の額より低い場合、差額分の手当が受給できます。なお、本人及び同居の家族の所得制限があります。

• 支給額

手当額は月額44,140円を上限として、所得に応じて減額をして支給されます(子2人目は上限10,420円、以下1人につき上限6,250円の加算が所得に応じて付きます。※令和5年4月から適用)。

• 支給時期

児童扶養手当は、原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。



ひとり親家庭のために

• 手当を受けるには

受給資格者の状況により、必要書類が異なりますので、お問い合わせ先まで一度ご相談ください。

• その他

毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がない場合には11月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

ひとり親家庭医療費の助成

☎ こども家庭課 子育て支援係 ☎ 83-8131 FAX 83-8619

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを養育している、ひとり親家庭の保険診療分の医療費を助成する事業です。ただし、この助成制度には所得制限があります。

受給対象者は、配偶者のいない方(母または父もしくは父母に代わって児童を養育している方)及びその子ども等です。

• 助成を受けるには

受給資格者の状況により、必要書類が異なりますので、こども家庭課窓口まで一度ご相談ください。

• 助成申請

ひとり親家庭医療費助成申請書に保険点数等がわかる領収書を貼付して、こども家庭課または二宮支所へ提出してください。(申請書は、こども家庭課または二宮支所にご用意しています。また、ホームページでダウンロードすることもできます。)

• その他

- ▶ 毎年8月に更新の手続きが必要です。届出がない場合は、11月以降の医療費の助成が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ▶ 高額療養費や付加給付がある場合、それらを差し引いた金額を助成します。
- ▶ 住所、氏名、加入保険などに変更があったときは、こども家庭課まで届出をお願いします。

母子・父子・寡婦福祉資金

☎ こども家庭課 家庭相談係 ☎ 82-1113 FAX 83-8619

母子・父子・寡婦家庭の生活の安定と、その児童の福祉の向上を図るため各種資金の貸付を行っています。

• 貸付を受けられる方

- ▶ 母子福祉資金 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母とその児童
- ▶ 父子福祉資金 20歳未満の子を扶養している父子家庭の父とその児童
- ▶ 寡婦福祉資金 寡婦(配偶者のない女子であってかつ母子家庭であった方)

• 貸付種類

修学資金、就学・就職支度資金、修業資金(運転免許取得等)、転宅資金等



ひとり親家庭のために